

社会福祉法人 シーアンドシー福祉会

評議員・役員報酬等規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人シーアンドシー福祉会（以下「法人」という）の評議員及び役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（報 酬）

第3条 評議員及び役員には、報酬を支給する。
ただし、法人の職員を兼ねる役員については、給与に含まれるものとする。
また、施設長を兼務する理事長の報酬については月 1,000 千円とする。

（報酬の額）

第4条 報酬の額は、評議員及び理事長及び職員を兼務する役員以外の役員は、1 回
当り 5,000 円+源泉所得税とする。職員を兼務する役員以外の役員の報酬の
総額は 250,000 円以内とする。

（支給日）

第5条 報酬の支給日は、年度末の評議員会及び役員会開催日に現金支給あるいは、
振込とするが、やむを得ない場合はこの限りではない。

（改 廃）

第6条 本規定の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、評議員については、平成 29 年 4 月 1 日より施行し、役員については、平成 29 年 6 月の定時評議員会終了日より施行する。
2. 令和 2 年 4 月 1 日改定